

○新潟大学災害・復興科学研究所所蔵資料等取扱内規

(令和5年2月3日災害・復興科学研究所所長裁定)

(趣旨)

第1条 この内規は、新潟大学災害・復興科学研究所が所蔵する地すべり調査報告書等の資料（以下「資料等」という。）について、その整理・保管、利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(整理・保管)

第2条 資料等は、原則として、所長が指定した場所に収納の上、防火、防湿等の措置を行い、その保全に努める。また、資料等は、目録を整備するとともに、電子化に努める等その保存及び公開に配慮する。

(閲覧・複写・利用の承認基準)

第3条 資料等の閲覧・複写・利用の承認は、その目的が教育、学術、防災等の向上や普及に寄与するものであること。また、公共性があり、営利を目的としないものであること。

(閲覧)

第4条 資料等の閲覧は、所内の指定した場所において、平日の午前10時00分から午後3時までの間に行わせるものとする。

(複写)

第5条 資料等の複写を希望する者は、複写の申請を行い、所長の許可を受けるものとし、複写方法は、原則として、写真撮影に限るものとする。ただし、正当な理由のある場合は、当該資料の状態を確認の上、これ以外の複写方法を許可することができる。なお、電子化済の資料等については、電子媒体を供する。

(利用)

第6条 資料等を他の出版物等へ掲載し、又は、複製しようとする者は、掲載の申請を行い、所長の許可を受けるものとする。また、出展を明記するものとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、資料等の取扱いに関し必要な事項は、所長が別に定める。